

## 米国最高裁判所は懈怠が特許事件にも適用されるか判決を下す

証拠が失われ、記憶が薄れ、そして証人がいなくなり、過度に時間が過ぎてから原告が訴訟を起こすのは、被告にとって不公平であるというのが我々の米国法制度の中核原理である。公平さを促進させる仕組みの一つは、特定の期間経過後には被告が責任を問われないという法則、時効 (a statute of limitations) である。もう一つの仕組みは、もし訴訟が認められた場合に、被告にとって不利になるであろう正当な理由のない遅滞をした原告を裁判所が救済しないという原則、懈怠による衡平法上の原則 (the equitable doctrine of laches) である。この事実依存的な原則は、原告による勤勉さの欠如及び結果として生じる被告への不利益の証明が必要である。そのように判断された場合、懈怠は、将来的な救済命令を妨げないが、提訴前の損害について、遡及的な救済命令を妨げる。時効は、法により設定された一定の期間であるが、懈怠は、事件の事実に基づき、裁判官の裁量によって決定される。特許法は、現在両方を有する。時効の一種は、35 U.S.C. § 286 において具現化されており、原告は侵害訴訟を起こす六年以上前に起きた侵害について、損害の回復をすることができない。加えて、判例法は、六年の期間中に起きた侵害に対する責任を除外するため、懈怠を適用した。

もう一つの例として、時効が 1976 年著作権法に含まれる。著作権法は、著作権侵害から三年以内に侵害訴訟を起こさない限り、侵害訴訟は維持されないと声明する (17 U.S.C. § 507(b))。著作権訴訟の被告が抗弁として懈怠を行使した事件において、最高裁判所は、懈怠は、§507(b)の三年の機会内に起こした損害（金銭）の主張を妨げないと判断した (*Petrella v. Metro-Goldwyn-Mayer, Inc.*, 572 U. S. \_\_\_ (2014))。しかしながら、「特別な事情において」懈怠はいまだに衡平法上の救済（例えば、侵害する本やフィルム  
の破壊などの非金銭的救済）を奪うことができる。

現在、特許法に関して、同様の論点が最高裁判所に達した (*SCA Hygiene Products Aktiebolag v. First Quality Baby Products, LLC*, Supreme Court Docket No. 15-927 (2016))。 *Petrella* の場合のように、下級裁判所は、懈怠は特許侵害訴訟において適用し得ると判示した (*SCA Hygiene Products Aktiebolag v. First Quality Baby Products, LLC*, 767 F.3d 1339

(2014))。最高裁判所は、「懈怠の抗弁は、特許法の六年の法定時効期間 (35 U.S.C. § 286) 内に起こした特許侵害の主張を妨げるのか、そしてどの程度まで妨げるのか。」の判断を下すだろう。

弁護士会、事業者団体、及び企業は、この問題の両側にアミカスブリーフ (amicus briefs) を出して議論に参加した。懈怠の除去を支持する者は、*Petrella* における最高裁判所の論拠は、特許事件にも同様に適用されるべきと論じる。懈怠を維持することは、急ぎ、早過ぎる提訴を促すと論じる。懈怠の維持を主張する者は、35 U.S.C. § 286 は侵害訴訟を起こすことを妨げず、回収される損害の期間を制限するのみであることから、著作権の時効とは異なると主張する。また、著作権法と異なり、議会は、懈怠のような衡平法上の救済が、特許事件において適用し得ることを認めたことを示唆する証拠を指摘する。また、懈怠の抗弁が維持されない場合、気づいていない侵害者が、独自に製品の開発や商品化をするために相当な時間や資源を投資している間、特許権者が権利について静かに座ったままであることを何も妨げられず、最も利益になる六年間の収益を求め、六年後に特許権者を出現させることになるだろうと主張する。

最高裁判所での口頭弁論は、11月1日にスケジュールされた。